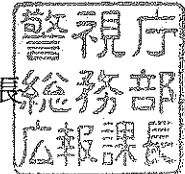




広報：聴2第652号  
平成22年8月5日

弁護士 清水 勉 様  
同 堀 敏 明 様  
同 増 田 利 昭 様

警視庁総務部広報課長



### 回 答 書

平成22年7月6日付けで警視総監に寄せられました「申入れ書」につきましては、次のとおりですので回答します。

#### 記

1 職務質問を警察官のノルマとすることを中止すること

職務質問は、法令に基づいて適正に行っています。

引き続き、都民国民の安全・安心の実現に向け、犯罪の発生実態に即した犯罪の抑止と検挙に全力で取り組んでまいります。

2 任意の捜査における顔写真の撮影及び指紋の採取をノルマとすることを中止すること

任意捜査における被疑者写真の撮影及び指掌紋記録の作成は、国家公安委員会規則等に基づいて適正に行っています。

3 軽微な事件の被疑者について顔写真の撮影及び指紋の採取を禁止すること

事件の軽重を問わず、被疑者を逮捕した場合には、法令に基づいて被疑者写真の撮影及び指掌紋記録の作成を適正に行っています。また、任意捜査においては、被疑者の承諾を得た上で、適正に撮影・作成を行っています。

4 任意性を欠く顔写真の撮影・指紋の採取、3に違反した顔写真の撮影・指紋の採取については、それらの個人データの抹消請求権を被疑者に保障すること

任意捜査における被疑者写真の撮影及び指掌紋記録の作成は、被疑者の承諾を得た上で、適正に行っています。なお、当該被疑者の死亡が確認された場合や保管する必要がなくなったときには、当該データの廃棄を適正に行っています。